



次期「世田谷区基本計画(骨子)」にご意見をお寄せください ~区のホームページから閲覧・提出ができます

「世田谷区基本計画」は、区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画です。現在の計画が今年度で終了するため、このたび令和6年度を初年度とする次期基本計画の骨子を取りまとめました。

骨子では、区政がめざすべき方向性として「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」を掲げるとともに、計画の土台となる根本的な考え方として、「参加と協働を基盤とする」や「多様性を尊重し活かす」等の6つの理念を位置付けています。また、特に重点的に取り組むべき政策である「重点政策」や各分野における課題や施策等を明らかにする「分野別政策」の取組みの方向性、計画の推進にあたって必ず考慮すべき指針である「計画実行の指針」などを示しています。

閲覧場所/区のホームページ(後記二次元コード)、政策企画課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館

提出期限/6月22日(必着)

提出方法/●区のホームページ(後記二次元コード)から
●①ご意見・ご提案②住所または勤務先・通学先の所在地・名称③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記した書面をファクシミリ、郵送または持参で政策企画課(☎5432-2192 FAX5432-3047)へ
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。

意見の公表/9月(予定)

区HPQ 9865



デジタルプラットフォーム「Decidim」上での意見交換も可能です

区政運営の基本的指針となる「世田谷区基本計画」について、継続的な意見交換を行うため、「Decidim」を試行導入しています。

●Decidimとは

市民参加のためのデジタルプラットフォームで、オンラインで様々な方のご意見を集め、議論を集約し、政策に結び付けていくための機能を有するオンラインツールです。

●Decidimのおすすめポイント

- ・オンライン上で24時間いつでも意見が提出できます。
- ・区に意見を提出するだけでなく、Decidim参加者同士で継続的に意見交換を行うことができます。

Decidimでの意見交換はこちら▶

区HPQ 204096



次期世田谷区基本計画策定に向けたシンポジウム~世田谷の未来を語る

内容/世田谷区基本計画審議会にご参加いただいた6名の委員と区長によるパネルディスカッション

日6月17日(出)午後2時30分~5時(予定)

場教育総合センター(若林5-38-1) またはオンライン

備保育可(6月7日までに要予約)。手話通訳あり。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申オンライン傍聴の場合は6月14日までに、eオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面)で政策企画課(☎5432-2192 FAX5432-3047)へ
※会場での傍聴の場合は申込不要(先着90人程度) 区HPQ 204094

総合教育会議

区長、教育長、教育委員等による公開ディスカッションを行います。

テーマ/第1部「新たな学びの実践に向けて」

第2部「教育大綱(素案)について」

日7月1日(出)午後1時~4時

場教育総合センター(若林5-38-1) またはオンライン

備保育可(6月16日までに要予約)。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申6月26日までに、eオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面。会場・オンラインの別も明記)で政策企画課(☎5432-2033 FAX5432-3047)へ 先着 会場=120人、オンライン=1000人 区HPQ 198830

屋外広告物を掲出するときは許可や協議が必要です

1許可の申請について

屋外広告物(会社名、ビル名等を含む)を掲出するには、都屋外広告物条例に基づく許可が必要です。※条例により、広告物の大きさや取付け位置、掲出できない場所、許可が不要な場合など、各種基準が定められています。

2風景づくりに関する協議について

特定の区域で一定規模以上の屋外広告物を表示または設置するとき(内容の変更、改造、移転を含む)は、世田谷区風景づくり条例に基づく協議が必要です。

対象/都屋外広告物条例に基づき許可申請する屋外広告物 特定の区域/環状7号線及び環状8号線に面する敷地 規模/表示面積の合計が10平方メートルを超えるもの

3安全管理について

設置者は、屋外広告物に対する安全管理義務があります。定期点検等の適切な管理をお願いします。

共通事項 備1の対象、23について詳しくは、お問い合わせください。

問13建築調整課 ☎6432-7160 FAX6432-7985 2都市デザイン課 ☎6432-7153 FAX6432-7996

世田谷保健所生活保健課から

1寄生虫アニサキスによる食中毒が多発しています

サバ、サケ、イカなどの刺身やしめさばを食べた後、激しい胃痛などをおこすアニサキス食中毒が毎年多発しています。アニサキスは体長2~3mmの糸状で、魚介類に寄生しています。目視での確認による除去、十分な加熱またはマイナス20度で24時間以上の冷凍などで予防できます。食酢や醤油、わさびでは死滅しないため注意が必要です。

区公式YouTubeチャンネルで「知りたい!アニサキスによる食中毒」を配信しています▶



2トコジラミにご注意ください

トコジラミの成虫は、茶褐色で平たく、だ円型です。夜になると隙間から出てきて、人の血を吸い、強いかゆみを与えます。最初は刺されてもかゆみを感じない時期があるため、存在に気がつかないうちに部屋中で増え、被害が拡大します。一般的な殺虫剤は効かないことが多く駆除が難しいため、対策等はお相談ください。



3蚊の発生を防ごう

ヒトスジシマカは、ほんのわずかな水たまりから発生します。産卵後約12日間で成虫になるため、週1回、身近な水たまりをなくすことで、蚊の発生を抑えられます。また、蚊が集まりやすいやぶや草むらは除草し、蚊の多い場所に行く時は、長袖・長ズボンを着用しましょう。虫よけ剤は、使用上の注意に従って使用しましょう。

4貯水槽の衛生管理をしてください

水道水をいったん貯水槽にためて給水する方式は、貯水槽の清掃を行わないと内部に水あかや砂等がたまりやすくなります。

管理者は次の管理を実施してください。

- ①年1回、貯水槽の清掃
- ②月1回、貯水槽の破損の有無や水槽内部の点検
- ③毎日、蛇口の水を無色透明なコップにとり、異常の有無の確認



共通事項 問世田谷保健所生活保健課 1☎5432-2911 23☎5432-2903 4☎5432-2905 いずれも FAX5432-3054